

すべての事務事業の調整方針が整う

4月から本格的にスタートした事務事業の一元化作業については、本部会議のほか幹事会や専門部会など約700回の会議が行われ、約1,600項目すべての調整方針が整いました。

今月号では、第4回本部会議（7月26日）と第5回本部会議（8月17日）でまとめた調整方針についてお知らせします。

事務事業の一元化に関する取扱い

調整方針が決定された事務事業のうち、一元化することにより大きな財政負担となる事務事業については、財源確保と実施条件が整うまでは、実施時期を見送るなど、必要な措置を講じるものとします。

具体的には、次のように対応します。

調整方針が「合併時」又は「18年4月」に「統合する」となっている事務事業で、一元化により大きな財政負担が生じるものは、新市の長の判断により、制度の実施を決定するものとする。

前記に該当する事務事業の施行時期については、調整方針中「合併時」又は「18年4月」とあるのは「新市の長が定める日」と読み替えるものとする。

新市の長の判断により、実施が決定されるまでの間は、暫定制度（旧市町の制度を適用）により対応することとする。

市民生活部会

消費生活センター事業の取扱い

消費生活の改善、安定、向上を図るため、両市町とも、今までどおり相談業務を実施します。

上福岡市は、月曜日から金曜日までの週5日、午前10時から午後4時まで、大井町は、月・木曜日の週2日、午前10時から午後4時までの受付時間です。

合併後はどちらの庁舎でも相談できますので、ご利用ください。

休日・夜間納税相談の取扱い

納税する方の利便性を考慮し、合併後も休日・夜間の納税相談を実施します。

休日納税相談は、両庁舎とも毎月最終日曜日の午前8時30分～午後5時まで。夜間納税相談は、毎月最終木曜日の午後5時～午後8時まで。ふじみ野市役所（現上福岡庁舎）のみで実施します。

地域クリーン推進制度の取扱い

この制度は、地域の方の協力により、ごみゼロ運動や地域の巡視、地域環境美化活動の点検、住民への助言などを行って生活環境での美化推進の中心的役割を担うものです。

大井町の単独事業のため、合併後は平成18年4月を目途に地域を拡大して実施する予定です。

公共施設の生ごみ堆肥化の取扱い

公共施設でのごみ減量化と資源化による環境負荷の軽減を目的に、学校給食共同調理場から排出される残飯を堆肥化して毎週1回、住民のみなさんに無償で配布します。

上福岡市の単独事業のため、合併後は地域を拡大して実施する予定です。

詳しくは、新市の広報をご覧ください。

集団資源回収事業の取扱い

資源の再利用やごみの減量化を目的とし、平成17年度中については、両市町とも、今までどおり実施します。対象品目や奨励単価も変更ありません。

ただし、大井町で平成18年1月から3月に実施した分の請求書は平成18年3月20日までに提出してください。

平成18年4月以降は、対象品目や奨励単価を統一する予定です。

持ち込みごみの取扱い

一時的に大量排出される家庭ごみと事業系ごみを、適正に処理するため、合併後も引き続き両市町にある清掃センターで持ち込みごみを受け入れます。

家庭ごみの処分手数料は無料ですが、事業系ごみについては、上福岡市の金額に統一し、100円/10kgになります。

受け入れ日時は、月曜日から金曜日までの午前9時から11時30分と午後1時から4時までになります。

市民相談事業の取扱い

合併後も今までどおり人権・法律・行政・困りごと・女性総合相談などの相談事業を実施します。

住民票交付手数料の取扱い

相談窓口は、上福岡庁舎は合併後も引き続き市民相談室で、大井庁舎は窓口を一本化して自治産業課になります。

上福岡市の手数料は、一枚について4人までの記載で150円、大井町は5人までの記載で150円でしたが、合併後は、何人分でも一世帯あたり150円の交付手数料になります。

農業委員会委員の定数の取扱い

	上福岡市	大井町	ふじみ野市	
			1年間	1年経過後
選挙委員	10人	10人	20人	16人
推薦委員	6人	5人	6人	6人
計	16人	15人	26人	22人

農業委員会は合併時に統合し、両市町の農業委員会委員の選挙による委員であったものは、市町村の合併の特例に関する法律の規定により、合併後1年間引き続きふじみ野市の農業委員会の選挙による委員として在任します。

また、在任特例後の選挙による農業委員の定数は16人になります。

農業委員会の取扱い

農業委員会事務局はふじみ野市役所（現上福岡庁舎）に置き、上福岡地域の事務を行います。

また、大井総合支所（現大井庁舎）でも、大井地域の事務を行います。

外国人登録の取扱い

合併時から平成18年3月までは、現在の上福岡庁舎、大井庁舎で原票を保管する外国人の受付業務をそれぞれ行います。ただし、新規や転入の受付業務は、ふじみ野市役所（現上福岡庁舎）市民課のみで取扱います。

また、平成18年4月以降は、ふじみ野市役所市民課のみで受付業務を行います。

健康福祉部会

国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険の給付については、両市町とも相違がないので、新市においても変更ありません。

また、高額療養費貸付金制度は上福岡市の例により高額療養費支給見込額の90%ま

に代わってその子どもを育てている養育者や家庭に対し、医療機関で治療を受けたとき、保険診療で自己負担した額の一部を市が助成します。

この事業は、両市町とも相違がないので、新市においても変更ありません。

対象者	内 容
ひとり親家庭の父又は母及び児童 養育者及び養育者が養育する児童	●保険診療の自己負担額の助成 ●ただし、市民税課税者は、薬局の一部負担金を除き次のとおり自己負担金があります。
	外来 1,000円 入院 1,200円
	●支給期間
	対象児童が、18歳に達した日の属する年度の末日まで
	ただし、一定の障害がある児童は20歳未満

デイサービス事業の取扱い

在宅の高齢者に対し、老人デイサービス事業（機能訓練や給食・入浴・送迎サービスなど）を実施し、利用者の心身機能の維持及び社会的孤立感の解消を図るとともに、その家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図ります。利用料は介護保険による利用者負担額です。現在、上福岡市は中央デイサービスセンターと西デイサービスセンターで、大井町は大井デイサービスセンターで同様に実施しているの、現行のまま新市に引き継ぎます。

での貸付となります。人間ドック補助は、大井町の単独事業のため、合併後は地域を拡大して実施する予定です。その他の事業についても合併時から次の表のとおり実施する予定です。

	上 福 岡 市	大 井 町	ふ じ み 野 市
療養の給付	一般・退職 乳幼児(3歳未満)2割 前期高齢者 1～2割	同左	一般・退職 乳幼児(3歳未満)2割 前期高齢者 1～2割
高額療養費貸付	高額療養費支給見込額の90%	高額療養費支給見込額の80%	高額療養費支給見込額の90%
出産費資金の貸付	24万円	同左	24万円
出産育児一時金	30万円/人	同左	30万円/人
葬 祭 費	10万円	同左	10万円
人間ドック補助	制度なし	30歳～69歳 8/10補助 30,000円限度	30歳～69歳 8/10補助 30,000円限度
保 養 施 設 利 用 補 助	年2泊限度 中学生以上1泊3,000円 小学生 1泊2,000円	年2泊限度 中学生以上1泊3,000円 小学生 1泊1,500円	年2泊限度 中学生以上1泊3,000円 小学生 1泊2,000円

重度心身障害児(者)の医療費の取扱い

重度心身障害児(者)に対し、保険診療

老人福祉センターの取扱い

上福岡市老人福祉センター「太陽の家」と大井町総合福祉センター内「おい老人福祉センター」は、現行のまま新市に引き継ぎます。

事業内容などは、次のとおりです。

	上福岡市「太陽の家」	大井町「おい老人福祉センター」
内 容	(1)憩い・集会のための施設・設備の利用に関すること (2)健康相談・保健指導に関すること (3)各種講座の開設 (4)レクリエーション活動等の推進・指導	(1)生活、健康等の各種相談 (2)機能回復訓練の実施 (3)教養の向上・レクリエーション (4)老人クラブに対する援助 (5)センター施設・設備の提供
利 用 料 金	市内 200円 市外 300円 免除 市内に住所を有する60歳以上の方 身体障害者手帳1～4級所持者 療育手帳所持者	市内 300円 市外 500円 免除 市内に住所を有する60歳以上の方など

心身障害児通園通学奨励費補助金の取扱い

心身に障害のある児童の通園及び通学を

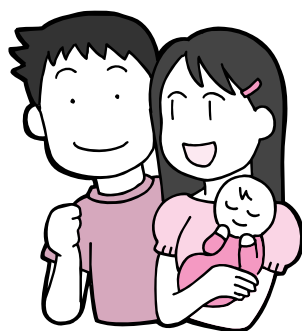
で自己負担した額を市が助成することにより、重度心身障害児(者)の生活の向上と福祉の増進を図ります。

対象者は、次のいずれかに該当する方です。身体障害者手帳1～3級 療育手帳A、A又はB 65歳以上で、老人保健法の障害認定を受けている方

乳幼児医療費の取扱い

小学校就学前の乳幼児を対象に、保険診療で自己負担した額を市が助成することにより、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図ります。

この事業は、両市町とも相違がないので、新市においても変更ありません。



ひとり親家庭医療費の取扱い

母子・父子家庭又は親がいないために親

奨励するとともに、日常生活に必要な知識の習得を促進するために、補助金を交付します。

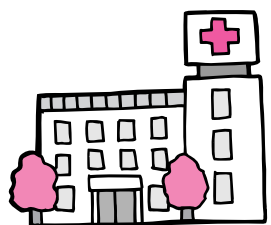
対象者は、身体障害者手帳1～4級 養育手帳A、A又はBに該当する18歳未満で児童福祉施設、盲学校、養護学校に通学している障害児です。

補助金額は月額3千円です。上福岡市の単独事業のため、合併後は地域を拡大して実施する予定です。

老人医療費の取扱い

65歳以上の方で別表の要件に該当する場合に、医療費の一部を支給します。

現在、両市町で実施している老人医療費の助成制度については、資格要件に違いがあるため、大井町の資格要件（昭和11年5月31日までに生れた方）を、合併時に上福岡市の資格要件に統合して実施する予定です。



内 容	対象者
自己負担額…1割 (低所得者 8,000円) (低所得者 2,400円) (低所得者 2,400円) (低所得者 2,400円)	65歳～69歳 (本人又は配偶者の市民税所得課税標準額が47万円以下で老人保健非該当者)

精神障害者社会復帰支援事業の取扱い

精神科等に通院している方の自立と社会参加の促進を図ります。
平成17年度は旧市町の制度のまま新市に引き継ぎ、平成18年4月から大井町の制度に統一する方針です。

	合併時～平成18年3月末		平成18年4月以降
	旧上福岡市	旧大井町	
対象者	精神科等に 通院している方	主として総合失調症などの方で、本人の参加意欲及び家族の協力がある方 通院治療を受け主治医の了解が得られる方	大井町の 制度に統一
内容	料理、 スポーツ、 創作、 社会見学等 の実施 (月1回)	グループ活動を中心としたプログラムを月2回実施 日常生活習慣の確立 対人関係の学習と拡大 社会体験及び生活圏の拡大 生活の質の向上 体力づくり その他社会復帰に役立つもの	

精神障害者居宅介護等事業の取扱い

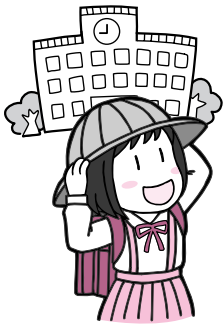
精神障害者の生活の質の向上及び社会参加促進のため、一定の要件を満たしている人を対象に、家事・身体介護・移動介護な

教育部会

学校施設耐震補強事業の取扱い

児童・生徒の安全を確保するため、校舎の耐震補強工事を実施して地震防災対策を進めます。

平成20年度以降	平成19年度	平成18年度	平成17年度	
実施計画の再編成を行います。	駒西小、福岡小	鶴ヶ丘小、大井中	西小	上福岡地域
			大井小	大井地域



入学準備金・奨学金貸付事業の取扱い

大井町では入学準備金のための貸付でしたが、合併後は上福岡市の制度に合わせて奨学金の貸付も実施する予定です。
なお、貸付にあたっては、市内に1年以上居住していること、市民税その他の市税を滞納していないこと、連帯保証人が1人

どを実施しています。自己負担額は、利用者世帯の前年度所得税額に応じて無料から1時間当たり950円です。
この事業は、両市町で実施しているため、合併後も変更ありません。

精神障害者短期入所事業の取扱い

在宅の精神障害者を介護している人が疾病などの理由から居宅で介護することが一時的に困難になった場合、施設等に短期間入所（原則7日間）できます。
この事業は、両市町で実施しているため、合併後も変更ありません。

精神障害者地域生活援助事業の取扱い

グループホームを設置する法人等に対し、運営に要する経費に補助金を交付することにより、グループホームで生活を望む精神障害者の自立生活を促進します。
この事業は、両市町で実施しているため、合併後も変更ありません。

高齢者ホームヘルプサービス事業の取扱い

日常生活を営むのに支障のある高齢者世帯に対し、ホームヘルパーを派遣し、適正な家事等を行うことにより生活の向上を図ります。
この事業は、両市町で実施しているため、

以上いることなどの要件を満たしている必要があります。

入学準備金	高等学校（高等課程）	私立	国立及び公立	200,000円以下で必要とする額
			私立	300,000円以下で必要とする額
奨学金	大学	私立	国立及び公立	400,000円以下で必要とする額
			私立	500,000円以下で必要とする額
奨学金	高等学校（高等課程）	私立	国立及び公立	月額10,000円
			私立	月額10,000円
	大学	私立	国立及び公立	月額20,000円
			私立	月額20,000円

さわやか相談室・相談員配置事業の取扱い

埼玉県で採用した「さわやか相談員」が両市町それぞれ二つの中学校に配置され、いじめや不登校などの子どもの相談に応じています。

未配置校は、常任相談員と生活支援員で対応していますが、合併後は、市が独自にさわやか相談員を採用して配置する予定です。

フレッシュサポーター事業の取扱い

現在、両市町では大学生を受け入れて小・中学生の学習や生活の補助を行っている

合併後も変更ありません。

療育ネットワークの取扱い

保健センターの乳幼児健診を通して、心身障害児等や児童虐待を早期に発見するとともに、福祉事務所や保健センター、子育て支援センターとのネットワーク化を進め、複数の機関にまたがる対応と援助を総合的に進めます。

都市政策部会

緑地愛護会・公園愛護会運営事業の取扱い

大井町では、近くにある公園や緑地、緑道の清掃や草むしりなどを行い、良い環境づくりに協力する「愛護会」に対して報償金を交付しています。
各愛護会は、年間計画を立て、定期的に花壇に草花を植えたり、落葉掃きやゴミ拾いなどの活動を積極的に行っています。
大井町単独事業のため、合併後は地域を拡大して実施する予定です。

面積	報償金の積算方法
100㎡未満	年間 5,000円 + 45円 / ㎡
100㎡以上200㎡未満	年間10,000円 + 45円 / ㎡
200㎡以上	年間20,000円 + 45円 / ㎡

図書館の開館日・休館日等の取扱い

開館日については合併時に統合します。
休館日は毎週月曜日と年末年始、特別整理期間（年間15日以内）になります。
開館時間は、それぞれ合併前の開館時間です。

図書館集会室・視聴覚ホール等の取扱い

上福岡の市民図書館で開放している集会室等の利用申請は、合併すると大井図書館でも行えるようになります。

	集会室1	集会室2	視聴覚ホール	展示コーナー
利用時間	開館日の9:30～22:00まで			
利用対象	活動の本拠地が市内であり、会員の半数以上が市民で構成されている団体。展示コーナーは市民個人にも貸出。			
利用受付	利用希望日の2ヶ月前から利用当日3日前までの開館時間に受付。			